

## 川崎市告示第93号

### 指定一般相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年2月26日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
一般社団法人長閑ひより	相談支援事業所 ひより	川崎市幸区中幸町4丁目19番地 川崎パークホームズ904	地域移行支援	令和7年10月1日	1435100027
一般社団法人長閑ひより	相談支援事業所 ひより	川崎市幸区中幸町4丁目19番地 川崎パークホームズ904	地域定着支援	令和7年10月1日	1435100027